

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 累計期間	第14期
会計期間	自平成24年1月1日 至平成24年6月30日	自平成25年1月1日 至平成25年6月30日	自平成24年1月1日 至平成24年12月31日
売上高(千円)	5,888,257	6,668,247	12,863,888
経常利益又は経常損失() (千円)	439,781	77,416	179,220
四半期(当期)純利益又は純損失 ()(千円)	286,253	35,904	86,081
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	824,916	833,491	824,916
発行済株式総数(株)	164,490	165,470	164,490
純資産額(千円)	1,757,295	1,948,691	1,891,855
総資産額(千円)	7,267,275	6,507,609	7,006,000
1株当たり四半期(当期)純利益 又は純損失金額()(円)	19.43	2.44	5.84
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	23.4	29.9	27.0
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	218,424	244,796	244,001
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	205,410	83,721	163,059
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	82,668	513,832	391,596
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	692,611	520,308	705,622

回次	第14期 第2四半期 連結会計期間	第15期 第2四半期 会計期間
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日
1株当たり四半期純利益又は純損 失金額()(円)	4.24	6.26

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第14期第2四半期については四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、第14期第2四半期累計期間に代えて第14期第2四半期連結累計期間について記載しております。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。

5. 第14期第2四半期連結累計期間及び第14期における潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。第15期第2四半期累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 当社は平成25年7月1日付で株式分割を行いました。前事業年度の期首又は前第2四半期連結累計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益又は純損失金額を算定しております。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の概況

当第2四半期累計期間（平成25年1月1日～平成25年6月30日）における経営環境は、金融緩和等の新たな経済政策に対する期待等からGDP成長率は前年比プラスに、また為替・株式市場で円高是正・株価上昇への動きが見られる等、景気は一部改善の兆しが見られました。一方、税制改正、雇用情勢、欧州債務危機、日中関係の動向など、国内外の懸念材料は残っており、先行きは引き続き不透明な状況にあります。

ゴルフ業界においては、ゴルフ会員権の価格が上昇基調にあり、総務省が実施する「家計調査」（平成25年5月）によればゴルフプレー料金が前年比で13.6%の伸びを示す一方で、ゴルフ用品販売における価格競争が長期化する等、ゴルフ関連企業を取り巻く環境は楽観出来ない状況にあります。

インターネットを取り巻く環境は、スマートフォンやタブレット端末の普及が一層進むとともに、両デバイスによるインターネット利用も拡大しております。これに伴い、EC市場やインターネット及びスマートフォン広告市場、並びに他の各種関連サービス市場も引き続き大きな成長を続けております。

このような環境下、当社では、当期の基本方針である「通期営業利益黒字化の必達」に向けて、スマートフォン対応の強化を図るとともに、ゴルフ専業ならではの強みを生かした、ユーザーの利便性を高めるためのサービス強化等に取り組んでまいりました。それにより当社の運営するゴルフ総合サービスサイト（GDOサイト）への当第2四半期会計期間（平成25年4月1日～6月30日）における来訪者数は過去最高を記録しました。

これらの結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高が過去最高の6,668百万円（前年同四半期比13.2%増）、営業利益80百万円（前年同四半期は営業損失434百万円）、経常利益77百万円（前年同四半期は経常損失439百万円）、四半期純利益35百万円（前年同四半期は四半期純損失286百万円）と、営業利益以下の各段階利益において、第2四半期累計期間としては平成22年12月期以来の黒字回復となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

『リテールビジネス』

当第2四半期累計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高4,679百万円（前年同四半期比15.8%増）、売上総利益994百万円（前年同四半期比22.3%増）となりました。

継続的に仕入・販売管理手法の改善・最適化を進めた他、キャンペーンやセール等の販売促進施策の充実、スマートフォン対応を進めました。これらが奏功して、ネット販売及びゴルフパラダイス店舗（既存店）における来訪者数が増加すると共に、コンバージョンレート（購入率）が改善しました。

『ゴルフ場ビジネス』

当第2四半期累計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高1,506百万円（前年同四半期比12.3%増）、売上総利益1,438百万円（前年同四半期比12.1%増）となりました。

スマートフォン対応の強化、リニューアルした「一人予約サービス」、新たに開始した事前決済型予約サービス（「HOT PRICE」）及びゴルフコンペの幹事を対象としたコンペ選びの完全サポートサービス（「スマートコンペ予約」）等により、ゴルフ場への送客人数が引き続き拡大しました。

『メディアビジネス』

当第2四半期累計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高483百万円（前年同四半期比4.6%減）、売上総利益374百万円（前年同四半期比6.6%増）となりました。

コンテンツの充実による訪問者数の増加がメディア価値の向上につながり、ゴルフメーカーに加えて、ゴルフメーカー以外からの広告受注が進んだ他、新たに提供を開始したクラブギア情報の掲載コンテンツ（web版及びフリーペーパー版）が広告受注の促進に寄与しました。この結果、収益性の高い広告受注が拡大したこと等により、売上総利益率が大きく改善しました。なお、従来型フィーチャーフォンの有料会員数の減少と共に同サービスの課金収入は減少しておりますが、下げ止まりが見られております。

前年は四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較における前年業績については、連結業績を記載しております。

(2) 財政状態に関する定性的情報

当第2四半期会計期間末における総資産は、リテールビジネスの好調から売掛金が増加した一方で、借入金の返済等による現金及び預金の減少や償却の進捗に伴うソフトウェアの減少等の要因により、前事業年度末に比べ498百万円減少の6,507百万円となりました。

なお、純資産は56百万円増加の1,948百万円、自己資本比率は2.9ポイント増加し、29.9%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ185百万円減少し520百万円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、244百万円の資金増加（前年同四半期は218百万円の資金減少）となりました。これは税引前四半期純利益76百万円、減価償却費298百万円等の非資金項目、レッスンサービスのレッスンチケット販売等による前受金の増加58百万円等による資金の増加が、売上債権の増加150百万円、仕入債務の減少64百万円等による資金の減少を上回ったことが主な要因です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、83百万円の資金増加（前年同四半期は205百万円の減少）となりました。これは定期預金の払戻しによる収入200百万円等による資金の増加が、ソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出96百万円、建物等の有形固定資産の取得による支出27百万円等による資金の減少を上回ったことが主な要因です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、513百万円の資金減少（前年同四半期は82百万円の増加）となりました。長期借入金の返済による支出399百万円、短期借入金の純減少額100百万円、リース債務の返済による支出35百万円等による資金の減少が、新株予約権の行使による株式の発行による収入17百万円等による資金の増加を上回ったことが主な要因です。

前年は四半期連結財務諸表を作成し、四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期との比較における前年キャッシュ・フローについては、連結キャッシュ・フローを記載しております。なお、前事業年度末は単体財務諸表を作成しておりますので、前事業年度末との比較は単体キャッシュ・フローを記載しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	591,640
計	591,640

(注)平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年7月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は58,572,360株増加し、59,164,000株となっております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	165,470	16,547,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 しておりません。 (注2)
計	165,470	16,547,000	-	-

(注)1.「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2.平成25年2月28日開催の取締役会決議により、平成25年7月1日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、100株を1単位とする単元株制度の導入を決定いたしました。

これにより、発行済株式総数は16,381,530株増加し、16,547,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月10日
新株予約権の数(個)	17,198
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数(株)	17,198(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,500(注3)
新株予約権の行使期間	自 平成26年2月14日 至 平成29年2月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,747 資本組入額 10,374(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)

(注)1.本新株予約権は、新株予約権1個につき247円で有償発行しております。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」とする。)は、当社普通株式1株とします。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）

または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができるものとします。

なお、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、提出日現在において、目的となる株式の数は1,719,800株に増加しております。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）

に、付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、20,500円とします。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

なお、平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、提出日現在において、新株予約権の行使時の払込金額は205円となっております。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

平成25年7月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、提出日現在において、発行価格は207円に、資本組入額は104円となっております。

5. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成25年12月期、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社財務諸表（連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表）において、損益計算書上の営業利益及び貸借対照表上の長期借入金に次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、当該各号に掲げる期間にのみ、本新株予約権を行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとします。

平成25年12月期の営業利益が2億円以上、かつ長期借入金が374百万円以下の場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1を、平成26年2月14日から平成27年2月13日までの期間に行使することができます。

平成26年12月期の営業利益が5億円以上、かつ長期借入金がゼロの場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1を、平成27年2月14日から平成28年2月13日までの期間に行使することができます。

平成27年12月期の営業利益が8億円以上、かつ長期借入金がゼロの場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3分の1を、平成28年2月14日から平成29年2月13日までの期間に行使することができます。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (5) 各本新株予約権の一部行使はできません。

6. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割または新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権に定める行使期間の末日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日 (注1)	980	165,470	8,575	833,491	8,575	794,610

(注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 平成25年7月1日付をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が16,381,530株増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
石坂 信也	東京都渋谷区	34,460	20.82
株式会社ゴルフダイジェスト社	東京都港区新橋6-18-5	32,640	19.72
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン	東京都港区虎ノ門3-4-8	17,198	10.39
木村 玄一	東京都大田区	13,900	8.40
木村 正浩	東京都港区	10,000	6.04
金山 泰秀	大阪府大阪市東成区	3,123	1.88
大日本印刷株式会社	東京都新宿区市谷加賀町1-1-1	2,760	1.66
能村 光勇	石川県金沢市	1,422	0.85
伊藤 僚祐	京都府京都市北区	1,100	0.66
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,065	0.64
計	-	117,668	71.11

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,198	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 148,272	148,272	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	165,470	-	-
総株主の議決権	-	148,272	-

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社ゴルフダイジェ スト・オンライン	東京都港区虎ノ門3 -4-8	17,198	-	17,198	10.39
計	-	17,198	-	17,198	10.39

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。なお、前第2四半期累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.5%
売上高基準	0.2%
利益基準	5.6%
利益剰余金基準	3.5%

利益基準は一時的な要因により高くなっております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	705,622	520,308
売掛金	1,443,364	1,593,813
商品	1,480,219	1,466,385
貯蔵品	13,661	14,839
その他	432,416	439,590
貸倒引当金	605	641
流動資産合計	4,074,680	4,034,296
固定資産		
有形固定資産	279,776	263,750
無形固定資産		
ソフトウェア	1,644,869	1,522,133
その他	269,149	217,021
無形固定資産合計	1,914,019	1,739,154
投資その他の資産		
その他	741,634	475,672
貸倒引当金	4,110	5,264
投資その他の資産合計	737,523	470,408
固定資産合計	2,931,319	2,473,312
資産合計	7,006,000	6,507,609
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,028,265	964,138
短期借入金	1,300,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	1,193,100	1,019,000
未払法人税等	17,330	13,028
ポイント引当金	210,673	175,764
店舗閉鎖損失引当金	6,498	-
事業整理損失引当金	8,430	-
資産除去債務	509	-
その他	515,072	605,403
流動負債合計	4,279,881	3,977,335
固定負債		
長期借入金	766,800	541,200
役員退職慰労引当金	19,249	23,499
資産除去債務	4,726	5,691
その他	43,487	11,191
固定負債合計	834,263	581,582
負債合計	5,114,144	4,558,917

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	824,916	833,491
資本剰余金	786,035	794,610
利益剰余金	514,347	550,251
自己株式	234,672	234,672
株主資本合計	1,890,626	1,943,680
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	26
繰延ヘッジ損益	-	496
評価・換算差額等合計	4	470
新株予約権	1,234	5,482
純資産合計	1,891,855	1,948,691
負債純資産合計	7,006,000	6,507,609

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成25年 1月 1 日 至 平成25年 6月30日)
売上高	6,668,247
売上原価	3,860,927
売上総利益	2,807,319
販売費及び一般管理費	2,726,697
営業利益	80,622
営業外収益	
受取利息	370
受取配当金	6
不動産賃貸料	5,301
その他	4,688
営業外収益合計	10,366
営業外費用	
支払利息	11,620
その他	1,951
営業外費用合計	13,571
経常利益	77,416
特別損失	
固定資産除却損	781
その他	333
特別損失合計	1,115
税引前四半期純利益	76,301
法人税、住民税及び事業税	7,351
法人税等調整額	33,046
法人税等合計	40,397
四半期純利益	35,904

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	76,301
減価償却費	298,820
のれん償却額	5,225
ポイント引当金の増減額(は減少)	34,909
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,189
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4,249
店舗閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	2,439
受取利息及び受取配当金	376
支払利息	11,620
売上債権の増減額(は増加)	150,448
たな卸資産の増減額(は増加)	12,655
仕入債務の増減額(は減少)	64,126
その他の資産の増減額(は増加)	19,205
その他の負債の増減額(は減少)	94,960
その他	4,543
小計	267,386
利息及び配当金の受取額	225
利息の支払額	12,424
リース解約金の支払額	292
法人税等の還付額	219
法人税等の支払額	10,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	244,796
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	27,402
無形固定資産の取得による支出	96,537
定期預金の払戻による収入	200,000
貸付けによる支出	10,000
貸付金の回収による収入	428
その他	17,233
投資活動によるキャッシュ・フロー	83,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	100,000
長期借入金の返済による支出	399,700
新株予約権の発行による収入	4,247
新株予約権の行使による株式の発行による収入	17,150
リース債務の返済による支出	35,446
配当金の支払額	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	513,832
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	185,314
現金及び現金同等物の期首残高	705,622
現金及び現金同等物の四半期末残高	520,308

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
従業員給与	824,817千円
ポイント引当金繰入額	34,909千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,249千円
貸倒引当金繰入額	1,616千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	520,308千円
現金及び現金同等物	520,308千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注)
	リテール ビジネス	ゴルフ場 ビジネス	メディア ビジネス	計		
売上高						
外部顧客への売上高	4,679,125	1,506,075	483,045	6,668,247	-	6,668,247
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	4,679,125	1,506,075	483,045	6,668,247	-	6,668,247
セグメント利益	994,334	1,438,721	374,262	2,807,319	-	2,807,319

(注) 報告セグメントの利益の金額の合計額は四半期損益計算書の売上総利益と一致しております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	2円44銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	35,904
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	35,904
普通株式の期中平均株式数(株)	14,734,438
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成25年5月10日取締役会決議 新株予約権(17,198個) 普通株式 1,719,800株 この概要は、「第3 提出会社の 状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載しております。

(注) 1. 当社は、平成25年7月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。そのため、当事業年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

平成25年2月28日開催の取締役会決議に基づき、平成25年7月1日付で株式分割を行うとともに単元株制度の導入を行っております。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため1株を100株に分割するとともに、当社株式の売買単位を100株とするため、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

平成25年6月30日最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数
株式分割実施前の発行済株式の総数 165,470 株
株式分割により増加する株式数 16,381,530 株
株式分割実施後の発行済株式の総数 16,547,000 株
株式分割実施後の発行可能株式の総数 59,164,000 株

(3) 資本金の額の変更

本株式分割におきまして、資本金の額の変更はありません。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

4. 株式分割及び単元株制度の採用の時期

効力発生日 平成25年7月1日

5. 1株当たり情報に及ぼす影響等

1株当たり情報に及ぼす影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月13日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。